

九州工業大学  
不正防止対策実施計画（平成29年度）  
取組状況報告書

九州工業大学 研究協力課、公的研究費不正使用防止計画推進室  
2018/03/20

## はじめに

平成26年2月に、文部科学省が「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」を改正したことを受け、本学では、研究不正防止の体制を大幅に強化することとし、研究活動等の不正に対する基本方針（九州工業大学研究活動等不正防止ポリシー）を学長が宣言した。

その後、基本方針を実現するための全学的な取組計画である「研究活動等不正防止対策実施計画」を制定し、平成26年度から計画にそって研究不正防止の体制整備を積極的に進め、平成28年度には不正防止の規程及び体制の見直しを図り、研究活動における不正行為防止と公的研究費の不正使用防止に分けて規程等を整備した。

今年度も昨年同様、不正防止に関する運用体制をより向上させるために、今まで行ってきた取組み結果を点検・評価し、より適切な運用体制に変えることに主眼を置いた不正防止対策実施計画を策定し、本計画に基づき、研究活動における不正行為防止及び公的研究費における不正使用防止に関する具体的な取組を進めていくものとする。

## 平成29年度 実施計画

### 1 研究活動等不正防止のための組織体制の点検・維持

目標：学長の強いリーダーシップのもと、本学の不正防止対策の活動を強力に進めていく体制を維持するために、昨年度再構築を行った組織体制の運用状況を点検し、不備があれば改善を図る。

計画：平成29年度中に検討・実施するもの

【公的研究費不正使用防止計画推進室、研究協力課】

- ・昨年度、不正防止に係る管理・運営体制の見直しを図り関係規程を整備したため、今年後から新体制で不正防止を推進することとなる。関係規程の各事項を着実に実施し、不備があれば改善する。

### 計画の実施状況

○平成29年度中に検討・実施した事項

- ・平成29年度より新たな不正防止体制として、研究活動における不正行為防止については研究協力課が行い、また公的研究費の不正使用防止については公的研究費不正使用防止計画推進室が行うこととなったが、課題に対しては、理事（研究・産学連携担当）を中心として、相互に連携及び協力して対処することができた。
- ・教職員の理解、協力により今年度において研究活動等の不正は発生しておらず、次年度においても不正が起きないように引き続き現体制で不正防止対策を実施する。

## 2 不正の発生要因に応じた公的研究費リスク別対応計画の策定と推進

目標：昨年度策定し、実施したリスク別対応計画（不正の発生する要因について分析、整理し対応計画として策定したもの）の取組結果をうけ、新たに平成29年度公的研究費リスク別対応計画を策定・実施し、組織全体の不正の発生リスクを逡減させる。

計画：平成29年度中に検討・実施するもの

【公的研究費不正使用防止計画推進室、監査室、人事課、会計課、研究協力課】

- ・平成29年度の公的研究費リスク別対応計画は、昨年度のリスク別対応計画の取組結果をベースに、公的研究費の不正使用防止に関する運用体制をより向上させるため、別途「九州工業大学公的研究費リスク別対応計画（平成29年度）」を策定し、実施する。

### 計画の実施状況

○平成29年度中に検討・実施した事項

- ・昨年度のリスク別対応計画の実施結果で改善した事項について、その後の状況点検を行うこと等を今年度の計画に盛り込み、更なるリスク低減を目指した「九州工業大学公的研究費リスク別対応計画（平成29年度）」を策定し、改善に取り組んだ。（リスク別対応計画の取組結果については、別途公表する。）

## 3 各種規程、運用ルール等の点検・見直し

目標：各種規程、運用ルール等の点検・見直しを適切に行い、研究活動等に関する適正な運営・管理ができる環境を維持する。

計画：平成29年度中に検討・実施するもの

【公的研究費不正使用防止計画推進室、研究協力課、総務課、人事課、会計課】

- ・本計画及び公的研究費リスク別対応計画の推進による業務変更及び法令等の改正を常に把握し、学内の各種規程や運用ルール等の見直しを随時行い、研究活動等に関して適正な運営・管理ができる環境を維持する。

### 計画の実施状況

○平成29年度中に検討・実施した事項

- ・新規採用者に対する不正防止教育受講の徹底及び事務の効率化を図るため、既存の「新規採用者への不正防止に関する教育受講に係る事務の作業分担に関する申合せ」の見直しを行い、平成29年12月20日付けで「新規採用者への不正防止に関する教育受講に係る事務の取扱いについて」を制定し、各部局に通知した。

- ・「コンプライアンス推進責任者、副責任者一覧」及び「コンプライアンス教育に係る事務担当連絡先一覧」を作成し、連絡網を整備した。

#### 4 学内外への情報の周知、公開の実施

目標：研究活動等の不正防止に関する取り組み体制、各種規程、運用ルール等を学内外に対して適切に周知、公開する。

計画：平成29年度中に検討・実施するもの

【公的研究費不正使用防止計画推進室、研究協力課、総務課】

- ・整備した方針、体制、規則、各種相談窓口等について、学外に対しては本学公式 Web ページ上に掲載し、学内に対してはグループウェア上に掲載する形で、随時周知しているが、今年度も継続して実施する。
- ・学内については単にグループウェアに情報を掲載するだけでなく、各種職員研修や説明会等の機会を通じ、積極的に周知し、より一層の学内での理解度向上を図る。

#### 計画の実施状況

○平成29年度中に検討・実施した事項

- ・整備した方針、体制、規則、各種相談窓口等については、逐次本学公式 Web ページ及び学内グループウェア等を通じ周知を図った。
- ・新任教員研修、科研費説明会、剽窃検知・独自性検証ツール「iThenticate」利用講習会等で、研究活動等の不正防止に関する説明を行い、教職員に対する理解度の向上を図った。

#### 5 研修・教育の実施

目標：研究活動等の不正防止に関する取り組み体制、各種規程、運用ルール、研究倫理等を職員及び研究者に対して徹底し、不正防止対策の理解や意識を高める。また、学生に対して、研究に対する姿勢と学術の両面の教育を行い、理工系人材としての品格と資質を併せ持つ学生を育成する。

計画：平成29年度中に検討・実施するもの

【公的研究費不正使用防止計画推進室、研究協力課】

- ・新たに採用された全職員にコンプライアンス教育（各法令、公的研究費の不正使用防止等）を受講させ、教育の受講後に内容を理解し法令等を遵守する旨を誓約する誓約書を提出させる。さらに研究活動に携わる教育職員、技術職員等には研究倫理教育（研究活動の不正行為防止）を受講させる。

- ・今年度は、全学一斉教育（3年1回）を実施する年度に当たるため、コンプライアンス教育（全職員）及び研究倫理教育（教育職員、技術職員等）を実施する。

**【研究協力課、教育企画室】**

- ・学生に対する不正防止に関する階層別教育を引き続き実施し、教育内容及び実施方法について点検を行い、問題があれば改善を図る。

**計画の実施状況**

○平成29年度中に検討・実施した事項

- ・今年度は3年に1回の全学一斉教育に当たり、平成29年5月及び6月に研究倫理教育（日本学術振興会のeラーニング eL CoREを利用）及びコンプライアンス教育（学内eラーニング Moodleを利用）を実施し、受講対象者（休職者等を除く。）の全員が修了した。なお、研究倫理教育修了者には修了証書を、またコンプライアンス教育修了者には誓約書（初回受講者に限る。）を提出させた。
- ・全学一斉の不正防止教育後に採用された職員及び研究者等に対しては、該当する不正防止教育を受講させ、不正防止に関する理解や啓発を図った。
- ・平成26年度に教育企画室にて策定した学生に対する不正防止の階層別教育を、以下の実施計画に基づき、各部局で実施した。

**【実施計画】**

学 年	区分	内 容	資 料
学部1年生	啓蒙	オリエンテーション、新入生研修等で実施	パンフレット
学部2年生	導入	オリエンテーションや実験科目等で実施	スライド資料
学部3年生	講義	オリエンテーションや実験科目等で実施	スライド資料
学部4年生	実践	研究室（ゼミ）での指導	パンフレットやスライド資料等
大学院	実践	研究室（ゼミ）での指導	パンフレットやスライド資料等

以 上